

○財務省告示第百五十六号

大韓民国産炭酸カリウムに対する関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項に規定する調査を行うこととしたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年六月二十九日

財務大臣 麻生 太郎

- 一 関税定率法（以下「法」という。）第八条第四項の規定による求めをした者（以下「申請者」という。）の名称及び住所
  - （一）名称 カリ電解工業会
  - （二）住所 東京都中央区新川一丁目四番一号
- 二 法第八条第五項の調査（以下単に「調査」という。）に係る貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴
  - （一）品名 炭酸カリウム（炭酸二カリウム）
  - （二）銘柄及び型式 商品の名称及び分類についての統一システム（HS）の品目表第二八三六・四〇に分類される。
- （三）特徴 一般に白色の粉末又は無色の液体であり、主として、液晶パネルをはじめとするガラ

ス類の原料、中華麺に添加するかんすいの原料、洗剤の原料等として使用される。

### 三 調査対象貨物の供給者及び供給国

(一) 供給者（不当廉売関税を課することを求める書面に記載されている者） UNID Company Ltd.

(二) 供給国 大韓民国（以下「韓国」という。）

### 四 調査を開始する年月日 令和二年六月二十九日

### 五 調査の対象となる期間

(一) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項 平成三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日まで

(二) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項 平成二十九年一月一日から令和元年十二月三十一日まで

### 六 調査の対象となる事項の概要

(一) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

イ 調査対象貨物の正常価格（法第八条第一項に規定する正常価格をいう。以下同じ。）

ロ 調査対象貨物の本邦向け輸出価格

ハ 調査対象貨物の正常価格と本邦向け輸出価格との差額（以下「不当廉売差額」という。）

二 その他不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実の認定に関し参考となるべき事項

(二) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

イ 不当廉売された調査対象貨物の輸入量

ロ 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の当該調査対象貨物と同種の貨物の価格に及ぼす影響

ハ 不当廉売された調査対象貨物の輸入が当該調査対象貨物と同種の貨物を生産している本邦の産業に及ぼす影響

二 その他不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の有無の認定に関し参考となるべき事項

## 七 申請者の主張の概要

(一) 申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事実

申請者は、本邦において調査対象貨物と同種の貨物を生産及び販売している本邦生産者二社が加盟する業界団体であり、平成三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日までにおける当該同種の貨物の本邦における総生産高に占める当該二社の生産高の割合は百パーセントである。

(二) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実

イ 正常価格については、韓国における調査対象貨物の国内販売価格を採用した。

ロ 本邦向け輸出価格については、韓国の輸出通関統計における輸出通関価格から輸出諸掛を控除して算出した。

ハ イ及びロにより、調査対象貨物に係る平成三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日までの不当廉売差額率（不当廉売差額を本邦向け輸出価格で除したものをいう。）を算出すると、十パーセントから四十パーセントの間となる。

(三) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

イ 調査対象貨物の輸入量は平成二十九年の四千九百十八トンから令和元年には五千二百九十三トンに増加しており、国内需要量に占める市場占拠率を拡大した。

ロ 調査対象貨物の国内販売価格は、調査の対象となる期間を通じて国産品の国内販売価格を常に下回り続け、その結果、本邦の産業は、国内販売価格の引下げを余儀なくされ、又は十分な引上げを妨げられた。

ハ イ及びロにより、本邦の産業は、利潤が著しく減少するなど、実質的な損害が生じた。

八 令第十条第一項前段及び第十条の二第一項前段の規定による証拠の提出及び証言、令第十一条第一項の規定による証拠等の閲覧、令第十二条第一項の規定による対質の申出、令第十二条の二

第一項の規定による意見の表明並びに令第十三条第一項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限

(一) 証拠の提出及び証言についての期限 令和二年九月二十九日

(二) 証拠等の閲覧についての期限 令第十六条第一項に規定する不当廉売関税を課することの決定、同条第二項に規定する不当廉売関税を課さないことの決定又は同条第三項に規定する調査を取りやめることの決定に係る告示の日

(三) 対質の申出についての期限 令和二年十月二十九日

(四) 意見の表明についての期限 令和二年十月二十九日

(五) 情報の提供についての期限 令和二年十月二十九日

なお、これらの手続のほか、供給者及び本邦企業の実態調査（現地調査を含む。）を行う予定である。

#### 九 その他参考となるべき事項

(一) 証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供の宛先 東京都千代田区霞が関三丁目一番一号 財務省関税局関税課特殊関税調査室

#### (二) その他

イ 本調査は日本語で実施することから、証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の

申出、意見の表明又は情報の提供は日本語の書面により行うものとする。ただし、これらの原文が日本語以外の言語によるものである場合は、当該原文に加え日本語の翻訳文を添付するものとする。

ロ 本調査の開始にあたり、令第十条第二項前段及び第十条の二第二項前段の規定による証拠の提出を求めるため、前記三(一)の供給者及びその他の調査開始の日において把握している利害関係者に対し、質問状を送付し、期限を定めて回答を求めるほか、その他の利害関係者からも回答が得られるよう当該質問状を財務省及び経済産業省のホームページに掲載する。

当該質問状の送付を受けた利害関係者は所定の期限までに回答を行うものとし、利害関係者であるにもかかわらず、本告示の日から七日以内に当該質問状の送付を受けなかった者は、本告示の日から十四日以内に前記(一)の宛先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出た上で、財務省若しくは経済産業省のホームページから当該質問状を入力し、又は当該質問状の送付を受け、所定の期限までに回答を行うものとする。